

人口と世帯数 (平成 28 年 1 月 1 日現在)		
人口	男	29,445
	女	29,168
	計	58,613
世帯数	29,711	

まちの写真ニュース
企画展示「大正月・小正月の飾りもの」は郷土資料室で1月24日(日)まで開催中です。



今号の主な記事

2面 医療費控除（介護保険サービス）について 3面 嘱託職員募集 4面 福生市文化財消防演習を行います
5面 市民農園使用者募集 6面 高校・大学等入学資金融資をあっ旋します 7面 市民会館臨時休館のお知らせ

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

【問合せ】〈所得税および復興特別所得税の確定申告〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 〈住民税（市・都民税）の申告〉 市役所課税課市民税係 ☎ 551・1610

●○確定申告について○●

◎所得税および復興特別所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所	
2月	① 1日(月)～5日(金)	午前9時～11時、 午後1時～4時			○	市役所 第一棟 2階
	② 8日(月)～12日(金)	午前9時30分～11時、 午後1時～3時	◎	◎		
	③ 15日(月)～23日(火)	午前9時～10時30分、 午後1時～3時		◎		
	④ 24日(水)～29日(月)	午前9時～11時、 午後1時～4時			○	
3月	⑤ 1日(火)～15日(火)			○		

※土・日・祝日は除く。混雑状況により、午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

【注意事項】

◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。

◆給与・年金所得で確定申告する方は①④⑤の相談・受付日を、給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は②③の相談・受付日をお勧めします。

◆事業・不動産所得等の方は、②③の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえ、お越しください。

◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②③の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。

◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局等の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。

◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。

・譲渡所得（土地・建物・株式等）や山林所得がある方（※提出のみに限り、市の会場でも可能）

・事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

・繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方

・消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方

◆失業保険は、課税対象外になります。

◆公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただしこの場合でも、医療費控除などによる所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出できます。詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

※確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けるときおよび公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは住民税の申告が必要です。

◆確定申告書の作成やe-Taxによる電子申告については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

◆給与所得の方で年末調整がされていない方は、勤務先の給与担当者にご確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

◆所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は青梅税務署でも2月16日(火)～3月15日(火)まで行えます（土・日・祝日は除く）。ただし還付申告書は、2月15日(月)以前でも提出できます。

◎青梅税務署員等による近隣市町での出張相談

相談・受付日	受付時間	場所
2月 3日(水)・4日(木)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	瑞穂町民会館（ホール）
3日(水)～5日(金)		あきる野市中央公民館（3階集会室）
8日(月)～10日(水)		羽村市役所（東庁舎4階大会議室）

※詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。混雑状況により、午前・午後とも早めに相談の受付を締め切ることがあります。

◎休日開庁

立川税務署において、申告書の作成・提出会場を開設します。青梅税務署では休日開庁を行いませんので、ご注意ください。

相談・受付日	時間	場所
2月21日(日)	受付時間：午前8時30分～（提出は午後5時まで）	立川税務署（立川市緑町4-2立川地方合同庁舎）
2月28日(日)	相談時間：午前9時～午後5時	

※詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

●○住民税の申告について○●

◎住民税（市・都民税）の申告の日程・場所等

【受付日時】2月1日(月)～3月15日(火)午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※土曜日の正午～午後1時および日・祝日を除く。

【受付場所】市役所1階4番課税課

〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉

◆所得税の確定申告をする方

◆前年中の所得が1か所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合（ご不明な場合は勤務先の給与担当者にご確認ください。）

◆1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下（65歳未満の方は105万円以下）の年金所得のみの方（ただし扶養や寡婦等の控除の追加等をする方、遺族年金、障害年金など非課税年金のみの方は申告の必要があります。）

〈住民税（市・都民税）の申告が必要な方〉

◆上記の〈住民税（市・都民税）の申告が必要ない方〉に該当しない方

◆給与と所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がされていない場合（勤務先の給与担当者に確認してください）

※前年中に2か所以上から給与を受けている方は確定申告をしてください。

◆非課税所得のみの方（遺族年金、障害年金、雇用（失業）保険受給者など）

◆収入がなかった方で、扶養されていない、または扶養されていても扶養者が1月1日現在福生市外にお住まいの方

●○確定申告、住民税の申告にお持ちいただくもの（①～④は提出）○●

①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類（印鑑持参）

②平成27年中の収入を証明するもの（給与・年金収入がある方は必ず源泉徴収票をお持ちください。）

③生命保険料控除証明書、個人年金保険料控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等※医療費控除の方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。

④国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書（はがき）

⑤障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書

⑥配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの

←2面にも確定申告に関するお知らせを掲載しています。